

吸收分割に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2026 年 2 月 4 日

エン株式会社  
株式会社エンゲージ

2026年2月4日

## 吸收分割に関する事前開示事項

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
エン株式会社  
代表取締役会長兼社長 越智 通勝

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
株式会社エンゲージ  
代表取締役 岩崎 拓央

エン株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社エンゲージ（以下「承継会社」といいます。）は、2026年1月23日付で吸收分割契約を締結し、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社が行う engage 事業（求人サイトの「エンゲージ」及び採用支援ツールである「engage」を含み、「エン カイシャの評判」を除きます。）を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸收分割契約の内容

別紙1のとおりです。

#### 2. 分割対価の相当性に関する事項

本件分割に際し、承継会社は、分割会社に対し、分割対価である金銭等の交付を一切行いませんが、本件分割の効力発生日において、承継会社は分割会社の完全子会社であることから相当であると判断しています。

#### 3. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 計算書類等に関する事項

##### (1) 分割会社及び承継会社の計算書類等の内容

① 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は分割会社の以下の Web サイトよりご覧いただけます。

<https://corp.en-japan.com/IR/financialreport.html>

② 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社については、設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

(2) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 分割会社による自己株式の取得

分割会社は、2025 年 5 月 14 日付けで、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法 156 条の規定に基づき、次のとおり自己株式を取得する旨の取締役会決議を行いました。

取得対象株式の種類：普通株式

取得し得る株式の総数：7,800,000 株（上限）

株式の取得価額の総額：50 億円（上限）

取得期間：2025 年 5 月 16 日～2026 年 4 月 30 日

取得方法：東京証券取引所における市場買付

② 分割会社の期末配当

分割会社は、2025 年 6 月 25 日を効力発生日として、分割会社の普通株式 1 株につき金 70 円 10 銭（総額 3,023 百万円）の剰余金の配当を行いました。

③ 分割会社による back check 株式会社の子会社化

分割会社は、2025 年 8 月 13 日開催の取締役会において、back check 株式会社の全株式を取得し、100% 子会社化することを決議いたしました。その後、2025 年 9 月 30 日付けで全ての株式を取得し、子会社化いたしました。

詳細につきましては、分割会社の 2025 年 8 月 13 日付けプレスリリース「株式会社 ROXX の新設分割会社の株式取得（子会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 分割会社による承継会社の株式譲渡

分割会社は、2026年1月23日開催の取締役会において、分割会社が100%保有する承継会社の株式のうち85.1%に当たる851株を株式会社カカクコムに譲渡する株式譲渡契約を締結することを決議し、同日、同契約を締結いたしました。

詳細につきましては、分割会社の2026年1月23日付けプレスリリース「(開示事項の経過) 吸収分割及び株式譲渡(子会社の異動)に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本効力発生日以降における分割会社の資産の額は、負債の額を上回る見込みであり、また、本効力発生日以降において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予想されておりません。

上記を踏まえ、また、分割会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本効力発生日以降における分割会社の債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割の効力発生日以後における承継会社の資産の額は、負債の額を上回る見込みであります。

また、本件分割の効力発生日以後の承継会社の資産及び負債の状態についても、承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事態は、現在のところ予測されておりません。

以上の点、並びに、承継会社の収益状況及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、本件分割の効力発生日以後における承継会社の債務の履行の見込みはあるものと考えます。

以上

## 吸收分割契約書

株式会社エンゲージ（以下「甲」という。）とエン株式会社（以下「乙」という。）は、乙の事業を甲に承継させる吸收分割に関し、次のとおり契約を締結する。

### （吸收分割）

第1条 乙は、乙の営む engage 事業（求人サイトの「エンゲージ」及び採用管理システムである「engage」を含み、「エン カイシャの評判」を除く。以下「対象事業」という。）を吸收分割し、甲はこれを承継する（以下「本分割」という。）。

### （当事会社）

第2条 本分割に係る吸收分割承継会社及び吸收分割会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

(1) 吸收分割承継会社（甲）

商号 株式会社エンゲージ

本店 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー

(2) 吸收分割会社（乙）

商号 エン株式会社

本店 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー

### （分割対価の交付）

第3条 甲は、乙に対して、一切の対価を交付しない。

### （甲の増加する資本金及び資本準備金）

第4条 甲が分割により増加すべき資本金等の取扱いは、次のとおりとする。ただし、効力発生日前日における甲の資産及び負債の状態により、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

(1) 増加する資本金の額 金 0 円

(2) 増加する資本準備金の額 金 0 円

(3) 増加する利益準備金の額 金 0 円

### （効力発生日）

第5条 効力発生日は、2026 年 4 月 1 日とする。ただし、前日までに分割に必要な手続が遂行できないときは、甲及び乙が協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(甲が乙から承継する権利義務)

第6条 甲が乙から承継する債権及び債務は、別紙の承継権利義務明細表に定める。

2 前項における債務の承継は全て免責的債務引受とする。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

(分割承認決議等)

第8条 甲と乙は、2026年3月16日までに、本契約に基づく吸収分割の実施のために必要となる手続（株主総会（会社法上必要となる場合に限る。）の承認を含む。）を経るものとする。

(条件の変更)

第9条 この契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合には、甲及び乙協議の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

(本契約に定めなき事項)

第10条 本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決する。

(競業禁止義務)

第11条 乙は、効力発生日以降、承継対象の事業について、会社法第21条に定める競業禁止義務を負わないものとする。

(吸収分割の効力)

第12条 本契約は、本分割に関して関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要する場合において、これが得られない場合は、その効力を失うものとする。

(公租公課等の負担区分)

第13条 承継対象の事業に係る権利義務等に係る公租公課（固定資産税、都市計画税及び償却資産税等を含むが、これらに限られない。）の負担、電気・ガス・水道その他の付帯設備の使用料の各種負担金は、宛名や名義のいかんにかかわらず、効力発生日の前日までの分を乙の負担とし、効力発生日以降の分を甲の負担とすることを合意する。

(費用負担)

第14条 甲及び乙は、本分割により甲に承継される権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を行うこととする。

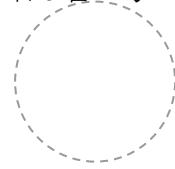
2 前項に定める手続に要する費用（公租公課を含む。）は、乙がこれを負担する。

（以下余白）

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙が保有し、甲はその写しを保有する。

2026年1月23日

(甲) 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
株式会社エンゲージ  
代表取締役 岩崎 拓央



(乙) 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
エン株式会社  
代表取締役会長兼社長 越智 通勝



## 承継権利義務明細表

## 1 資産

## (1) 以下に掲げる乙の流動資産

該当なし。

## (2) 以下に掲げる乙の有形固定資産

該当なし。

## (3) 以下に掲げる乙の無形固定資産。但し、本効力発生日の前日の終了時点（以下「基準時点」という。）で存在するものに限る（なお、下記の数値は2025年3月31日時点のもの）。

- ① ソフトウェア（1,534百万円）
- ② ソフトウェア仮勘定（120百万円）
- ③ 商標権（「engage」（登録番号：6113182）及び「エンゲージ」（登録番号：6883818））

疑義を避けるために付言すると、承継対象となる商標権は上記1件のみとし、それ以外の商標権（en（登録番号：4554480、4821680、5493049）、e n＼エン（登録番号：5884799）、エン（登録番号：5845947）を含むが、これらに限られない。）は含まれないものとする。

## 2 負債（なお、下記の数値は2025年3月31日時点のもの）

前受金（2,345百万円）。但し、基準時点で存在するものに限る。

## 3 承継する契約上の地位（雇用契約等については第4項に記載のとおり）

乙が当事者である契約（労働契約を除く。）のうち、対象事業に関して締結された契約（以下に規定するものを含む。但し、基準時点において有効に存在するものに限り、承継につき法令による許認可又は第三者の同意若しくは承認等が必要な契約であって、当該許認可又は同意若しくは承認等が得られないものを除く。）並びに当該契約に基づき又は関連する一切の権利及び義務。

- ① 対象事業に係る利用規約（engage企業用利用規約（当該規約の特別規定を含む。）及びエンゲージ利用規約）に基づく契約関係
- ② 対象事業のIT関連に関する業務委託契約

- ③ 対象事業に従事する労働者派遣に係る派遣契約（対象事業の営業職 1 名及び企画職 1 名に関するもの）

なお、但し、別添 3 に記載された契約は承継対象に含まれないものとする。

#### 4 労働契約上の権利義務

別添 4 において特定される乙が雇用する従業員（会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき当該従業員から異議の申し出がなされた結果、同条第 3 項の規定に基づき甲に承継されないこととなる当該従業員、及び基準時点までに乙を退職した当該従業員を除く。）と乙との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。

#### 5 その他

その他甲と乙が本分割効力発生日の前日までに別途合意したもの。

なお、乙が保有する一般財団法人日本情報経済社会推進協会から付与されたプライバシーマーク認証、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格（「ISO/IEC 27001:2022」）（認証登録番号：JQA-IM2117）、特定募集情報等提供事業に関して取得した許認可・届出及び優良募集情報等提供事業者の認定も承継対象に含まれないものとする。なお、優良募集情報等提供事業者の認定については、原則として承継対象とするが、承継が困難であると乙が判断した場合には、乙の判断により承継対象から除外をできるものとする。

以上

## 承継対象外契約

契約書の名称	相手方	契約締結日
営業活動業務アウトソーシング 基本契約書	[REDACTED]	2017年3月31日
サービス内容変更に関する通知 書、業務提携に関する契約書、 覚書	[REDACTED]	2019年7月12日等
ソリューションサービス等に係 る申込取次業務委託契約書	[REDACTED]	2018年7月31日
[REDACTED]	[REDACTED]	2018年10月31日
業務委託契約書、覚書	[REDACTED]	2018年1月16日等
業務委託基本契約書	[REDACTED]	2019年12月25日
業務委託契約書	[REDACTED]	2020年12月1日
[REDACTED]	[REDACTED]	2024年1月15日
業務委託契約書	[REDACTED]	2024年4月1日
業務委託基本契約書、業務委託 個別契約書、個人情報保護に関 する契約書	[REDACTED]	2024年7月1日等
取引基本契約書、覚書	[REDACTED]	2024年8月27日等
業務委託契約書	[REDACTED] [REDACTED]	2024年11月28日
業務委託基本契約書	[REDACTED]	2025年1月7日
業務委託基本契約書	[REDACTED]	2025年1月7日
[REDACTED]	[REDACTED]	2021年7月14日
[REDACTED]	[REDACTED]	
業務委託基本契約書（準委任契 約）	[REDACTED]	2017年3月1日
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	2017年7月31日等
業務委託契約	[REDACTED]	2020年10月16日
業務委託契約 (情報機器レンタルに関する) 各注文書	[REDACTED]	2022年1月21日 2025年6月16日等

レンタル基本契約書		2016年6月8日
		2025年11月21日等
		2025年10月9日
		2025年7月31日等
業務委託基本契約書		2022年6月1日
		2025年6月24日

## 以下のサービスに関する契約

## 従業員リスト



別紙 2

承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

資産の部	負債の部
預金 5,000,000 円	0 円
	純資産の部 資本金 5,000,000 円